

重点的協議事項「コロナ禍の青少年への影響や近年の課題と今後の施策の方向性」

1 児童福祉審議会社会環境部会での検討の経緯

神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づき令和3年度に行った「神奈川県青少年保護育成条例」の見直し検討作業の中で、「現時点では青少年を取り巻く社会環境については、コロナ禍で見えていない部分があると推察される」との意見が出たことから、令和4年8月～令和6年7月までの重点的協議事項として「コロナ禍の青少年への影響や近年の課題と今後の施策の方向性」を選定した。

2 コロナ禍における青少年への影響

(1) 新しい生活様式の定着

- ・オンライン授業や学習端末の普及
- ・マスクの定着や黙食、子ども同士が触れ合う機会の減
- ・行事の縮小や体験活動の不足

(2) 影響が指摘される社会的状況

- ・自殺者の増（R4：県内の20歳未満の自殺者数46名、過去10年間で最多）
- ・いじめ認知件数の増（R3：県内のいじめ認知件数30,835件、過去最多）
- ・児童虐待の増加傾向（R4：県内の児童虐待相談受付件数7,290件、過去最多）
- ・ひきこもり（R4：全国の推計146万人）
- ・不登校児童の増加（R3：不登校の小中学生17,253人、過去最多）

3 近年の青少年関連の話題

○ヤングケアラー

小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%、世話をしている家族が「いる」と回答。（R2・R3：厚生労働省）

○子どもの貧困

全国の18歳未満の子どもの相対的貧困率は13.5%、ひとり親家庭の貧困率は48.1%。（H30：厚生労働省）

○闇バイト、ブラックバイトなど

高収入を謳ってSNS等で募集され、特殊詐欺や強盗等の犯罪に加担してしまう「闇バイト」や、不当な労働条件により学生生活に支障をきたすブラックバイトが社会問題化。背景には経済状況が厳しい子どもの存在も伺われる。

○芸能界における子ども、タレントの性的搾取

芸能界の一部における青少年への性的搾取が報道されたことを受けて、社会的に話題になり、R5年7月、国連人権理事会による調査が行われた。

○水着撮影会イベント

埼玉県内で、会場管理者が水着撮影会の主催者にイベントの中止を申し入れ。その後暫定的な許可基準が示された上で中止要請を撤回。許可基準では、児童ポルノ禁止法や埼玉県青少年健全育成条例に抵触する行為は禁止された。

○若者の薬物使用

本県の薬物乱用少年の検挙人員は136人で、前年に比べ22人増加。(R3：神奈川県警察) 近年、若者を中心に大麻による検挙者が急増している。

4 国、政府の動き

○刑法の改正、性犯罪関連規定の強化（令和5年7月13日施行）

- ・不同意性交等罪、不同意わいせつ罪の成立
- ・16歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設（第182条第1項及び第2項）
- ・児童ポルノの要求行為の禁止（第182条第3項）
- ・性的姿態等撮影罪などの新設

○「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の公表

5 青少年保護育成条例に関する社会的状況

（1）インターネットの利用機会、利用時間の増に伴う青少年被害リスクの増

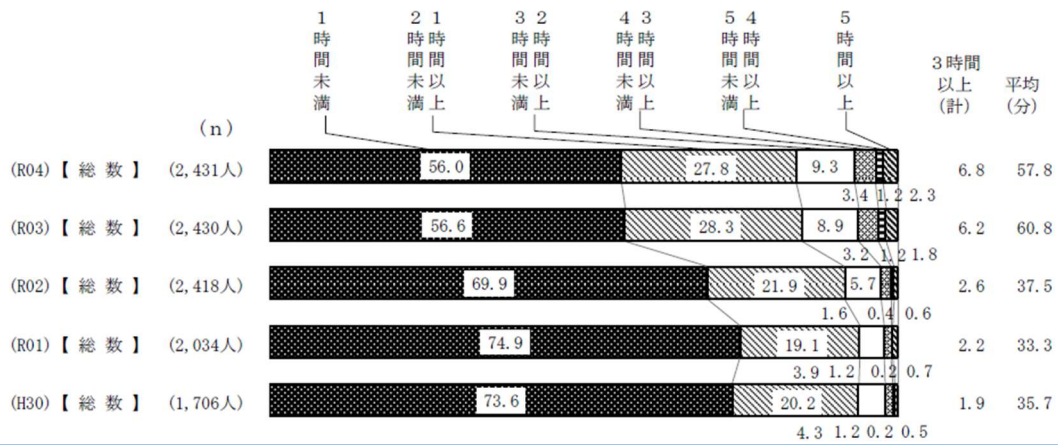
○インターネット利用時間（内閣府）

（平均利用時間3時間以上の割合）

小学生	29.3%（令和元年度）	➡	52.7%（令和4年度）
中学生	45.8%（令和元年度）	➡	69.9%（令和4年度）
高校生	66.3%（令和元年度）	➡	78.0%（令和4年度）

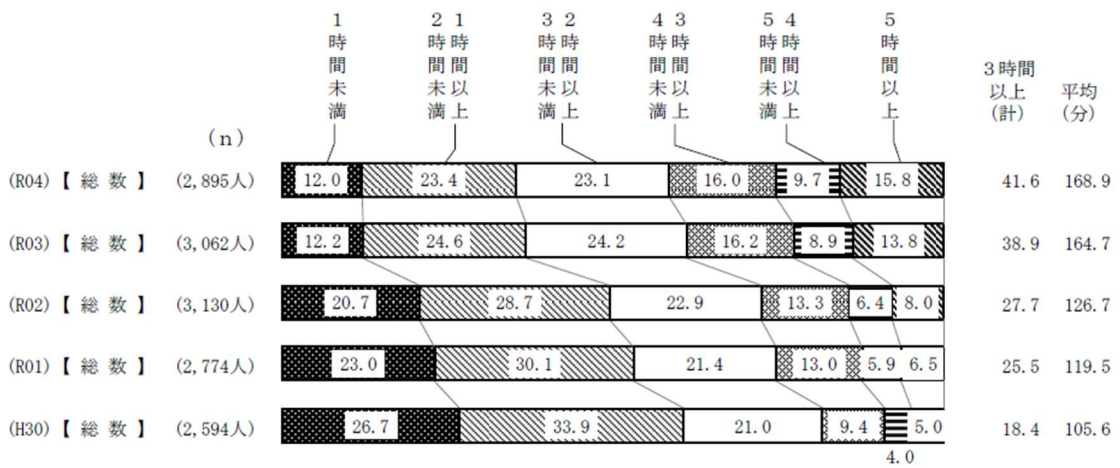
図表 2-1-1-6-2 インターネットの利用時間（目的別）

【1 勉強・学習・知育】（性・学校種別）



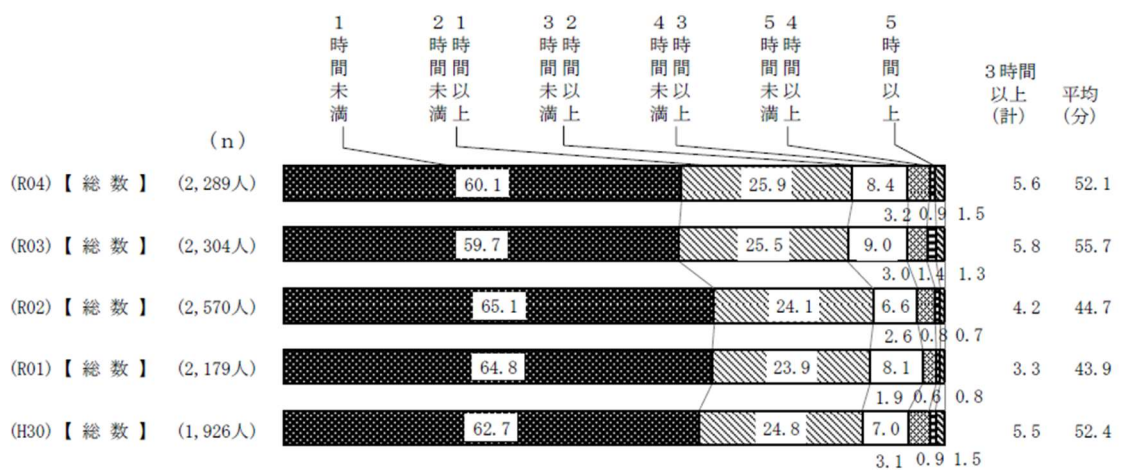
図表 2-1-1-6-3 インターネットの利用時間（目的別）

【2 趣味・娯楽】（性・学校種別）



図表 2-1-1-6-4 インターネットの利用時間（目的別）

【3 保護者・友人等とのコミュニケーション】（性・学校種別）

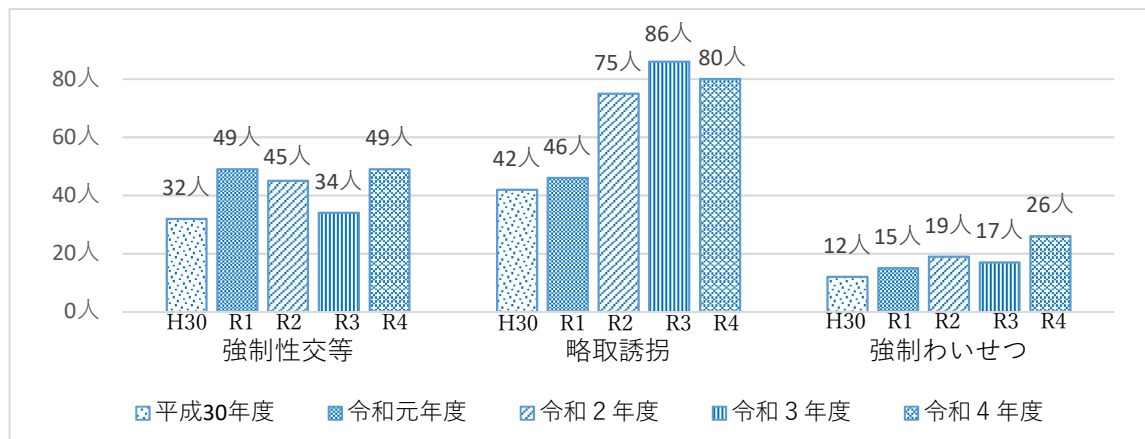


○インターネット利用内容

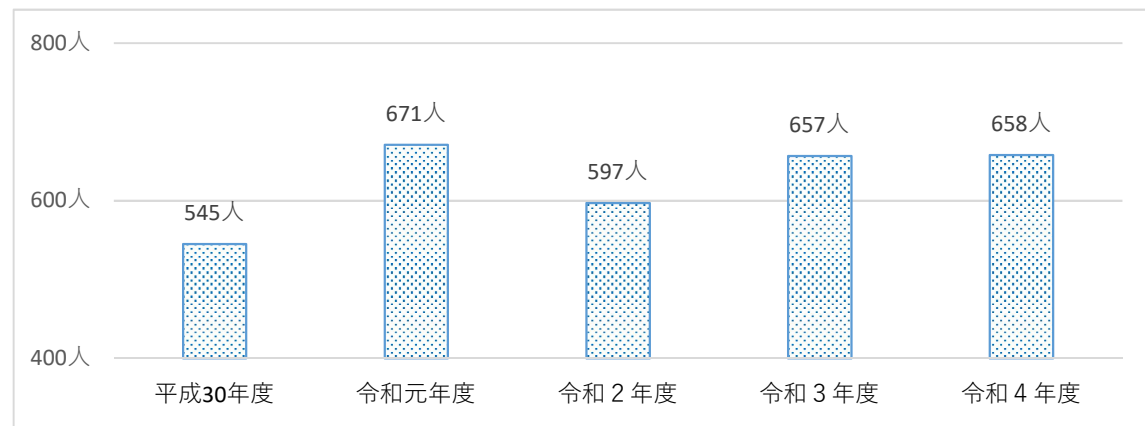
小学生から高校生におけるインターネットの利用内容は、「動画を見る」92.9%、「検索する」84.5%、「ゲームをする」83.0%と多く、次いで「音楽を聴く」75.1%、「勉強をする」72.1%、「投稿やメッセージ交換をする（メールやチャットを含む）」が69.9%と続く。

○SNS に起因する事犯の被害児童数（警察庁）

（増加傾向にある犯罪区分の抜粋：強制性交等、略取誘拐、強制わいせつ）



（増加傾向にある犯罪区分の抜粋：児童ポルノ）



○オンライングルーミング

性交等又はわいせつな行為をする目的で、SNS等を介して若年者を懐柔する行為（いわゆるオンライングルーミング行為）が社会問題化。令和5年6月成立の改正刑法では、こうした行為を罰する「面会要求罪」が新設された（刑法第182条）。

(2) 条例における措置

○現行条例

- ・有害役務提供営業等への規制（第 27 条の 2～6）（JK ビジネス）
- ・児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止（第 31 条の 2）
- ・フィルタリングサービスの利用の徹底による保護（第 35 条～第 41 条）

【今後の方向性】

- ・かつて社会問題化していた JK ビジネス等については、条例で措置することにより、近年では青少年に対しての被害事案はない状況が維持できている。
- ・一方で、近年加速するインターネット利用の弊害に係る対策については、引き続き条例に基づきフィルタリングサービスの徹底や、児童ポルノの要求行為の禁止等の規定により、青少年をねらう犯罪等の被害から青少年を守るとともに、今やインターネットや情報通信技術が生活の中に入り込み、幼い子どものうちからインターネットを利用することが不可欠である現状を踏まえて、条例による規制的手法ではなく、そうした環境にあることを前提として青少年自身がインターネットと上手に付き合い、自ら身を守る能力を身に着けることを重視して取組を進める。
- ・具体的には、広報物による情報発信や出前講座などによる普及啓発等を行い、必要に応じて教育関係機関とも連携する。
- ・芸能活動の一環と称して青少年を対象に撮影等をさせる催しなどについては、青少年に対する搾取行為に陥る危険も危惧されることから、今後も状況を確認しながら注視していく。
- ・併せて、今般の刑法改正後の運用状況や国の動向についても注視し、必要に応じて県における対応の必要性などの検討を行う。